

水質汚濁防止のしおり

- 水質汚濁防止法
- 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例
- 佐世保市環境保全条例

令和 7 年 4 月

佐世保市 環境部 環境保全課
TEL (0956) 26-1787 (直通)
FAX (0956) 34-4477

目 次

はじめに

I 届出の義務及び方法

- 1 届出の義務 3～4
- 2 届出の方法 5～6
- 3 届出等に係る罰則等 7

II 特定施設および有害物質貯蔵指定施設

- 1 水質汚濁防止法に基づく特定施設 . . . 8～11

III 指定施設（条例による）

- 1 県条例・市条例に基づく指定施設 . . . 12～13

IV 排水基準

- 1 特定事業場の排水基準 14～15
- 2 上乗せ排水規制について 16

V 事故時の措置

- 1 事故時の措置 17
- 2 応急措置命令 17
- 3 指定物質・油 18

はじめに

佐世保市は、豊かな自然に恵まれ自然と共生するまちづくりを目指しており、平成 17 年 3 月には佐世保市環境基本条例（平成 17 年佐世保市条例第 6 号）を制定し良好な環境の保全等を確保するため基本理念や基本方針を明らかにしています。

河川や海、湖沼など公共用水域の水質については、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）が決められています。

この環境基準を水質保全の目標として、水質汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、以下「法」という。）や県においては「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（平成 20 年条例第 15 号、以下「県条例」という。）、市においては「佐世保市環境保全条例」（昭和 49 年佐世保市条例第 10 号、以下「市条例」という。）が制定され、環境に関する基本的な理念や、工場・事業場に対する次のような各種の規制措置が設けられています。

（１） 次に定められている施設等には、各種の「届出の義務」があります。

① 水質汚濁防止法

・「特定施設」（法第 2 条第 2 項、政令第 1 条および別表第 1）

・「有害物質使用特定施設」（法第 2 条第 8 項）

水質汚濁防止法施行令（以下「政令」という。）で定められた汚水等を排出する施設（P8～11）を「特定施設」と定め、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定事業場」（法第 2 条第 6 項）といいます。また、特定施設のうち、有害物質（P14）を製造し、使用し、又は処理する特定施設を「有害物質使用特定施設」（法第 2 条第 8 項）と定め、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場を「有害物質使用特定事業場」（法第 2 条第 8 項）といいます。

・「有害物質貯蔵指定施設」（法第 5 条第 3 項、政令第 4 条の 4）

特定施設には該当しないが、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び指定物質（P18）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設を「指定施設」（法第 2 条第 4 項、政令第 3 条の 3）と定め、指定施設のうち、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設を「有害物質貯蔵指定施設」といいます。なお、指定施設を設置する工場又は事業場を「指定事業場」（法第 14 条の 2 第 2 項）、有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場を「有害物質貯蔵指定事業場」（法第 14 条の 3）といいます。

② 県条例および市条例においても「指定施設」（P12～13）が定められています。

（２） 特定事業場のうち排水量の規模が一定以上の場合には、有機性汚濁などの「排水基準」が適用され、特定事業場から公共用水域に排出されるすべての排水について、排水水質の規制を受けます。ただし、有害物質に係る排水基準については排水量の規模に関係なく規制されます。

（３） 排水基準には、国で定めた基準（以下、「一律排水基準」）と県が定めた大村湾流域に係る規制基準（以下、「上乘せ排水基準」）及び条例による排水基準があります。

※大村湾流域に設置する特定施設及び県条例に係る指定施設については、有機汚濁（BOD、COD）、浮遊物質（SS）について上乘せ規制がかけられています。

（４） 地下水に係る規制として、地下浸透水の浸透の制限及び地下水の水質の浄化に係る措置命令等があります。

（５） 届出をしなかったり、虚偽の届出をした者や、排水基準が守られない場合は、罰則の適用や、改善命令、排水水の一時停止命令等の措置が定められています。

（６） すべての事業場の責務として、①事業活動に伴う汚水又は廃液の搬出先の把握、②汚濁負荷を軽減するための施設の整備や維持管理等を講ずるようにならなければならないとされています。（法第 14 条の 4）

I 届出の義務及び方法

1 届出の義務

法に定められた特定施設・有害物質貯蔵指定施設、及び条例に定められた指定施設（以下「特定施設等」という。）を設置する（設置しようとする）者が、河川などの公共用水域に排出水を排出する場合や、施設や廃水処理を変更する場合には、表 1 に示すような各種の届出が必要になります。それぞれの届出には、提出期限がありますので、注意してください。

表 1 特定施設等に関する届出の種類一覧

種 類	届出の時期	根拠条文等		
		法	県条例	市条例
設置届	工事着手予定日の 60 日前まで	第 5 条 (様式第 1)	第 22 条 (様式第 4 号)	第 19 条 (様式第 1)
使用（既設置）届	特定施設等となった日から 30 日以内	第 6 条 (様式第 1)	第 23 条 (様式第 6 号)	第 20 条 (様式第 2)
構造等変更届	工事着手予定日の 60 日前まで	第 7 条 (様式第 1)	第 24 条 (様式第 10 号)	第 21 条 (様式第 3)
氏名等変更届	変更した日から 30 日以内	第 10 条 (様式第 5)	第 24 条 (様式第 7 号)	第 24 条 (様式第 6)
使用廃止届	廃止した日から 30 日以内	第 10 条 (様式第 6)	第 24 条 (様式第 8 号)	第 24 条 (様式第 7)
承継届	承継があった日から 30 日以内	第 11 条 (様式第 7)	第 27 条 (様式第 11 号)	第 25 条 (様式第 8)

（1）設置届

① 届出を必要とする場合

- ・新たに特定施設等を設置する場合（他から購入して据え付ける場合を含む）
- ・既存の一般施設を改造又は用途変更して特定施設等とする場合
- ・特定施設等の移転（移転前の場所については廃止届）、増設、更新した場合
- ・特定施設等の種類が変わる（業種をまたがる施設の転用又は兼用など）場合

② 届出事項

- ・氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・工場・事業場の名称・所在地
- ・特定施設等の種類、構造、設備、使用の方法
- ・汚水等の処理の方法
- ・排出水の汚染状態及び量
- ・排出水に係る用水及び排水（有害物質に係る搬入及び搬出）の系統

（2）使用届

① 届出を必要とする場合

特定施設及び指定施設が追加指定された場合（既存の施設が特定施設となった場合）

② 届出事項

設置届と同じ

（3）構造等変更届

① 届出を必要とする場合

- ・特定施設及び指定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更する場合
- ・特定施設等の規模を変更する場合、また特定施設等自体には何等の手を加えないで、単に原材料を変える場合、運転方法を変更する場合も含まれます。

- ・ 汚水処理施設の改善、また汚水処理施設自体には手を加えないで、中和剤の種類を変えたり、使用する薬剤の混入率を変えたりする場合なども含みます。

② 届出事項

- ・ 設置届で届け出た事項のうち、変更があった事項
- ・ 変更があった事項のみ変更前・変更後を対比させること

(4) 氏名等変更届

① 届出を必要とする場合

- ・ 氏名、名称、所在地（住居表示）等を変更した場合（改姓、改名、事業場の呼称（呼び名）の変更も含みます。）
- ・ 特定事業場とは別にある本社の移転、法人の呼称、法人代表者の変更、有限会社から株式会社へ組織変更した場合など

② 届出事項

- ・ 変更があった事項

(5) 使用廃止届

① 届出を必要とする場合

- ・ 当該特定施設等を廃止した場合（使用を永久に停止した場合）
- ・ 当該特定施設等の用途変更によりその種類を変更した場合も含みます。

② 届出事項

- ・ 廃止した特定施設等の種類
- ・ 廃止年月日等

(6) 承継届

① 届出を必要とする場合

- ・ 特定施設等を譲受け、借受けた場合
- ・ 相続、合併、分割等があった場合
- ・ 個人から法人化した場合などが該当します。

② 届出事項

- ・ 承継した特定施設等の種類
- ・ 承継年月日等

2 届出の方法

(1) 届出者から環境保全課へ届出書を提出

① 特定施設（指定施設）の確認

別表（法規定）（P8～P11）と別表（県・市条例規定）（P12～13）の特定施設（指定施設）一覧表で届出の必要な施設を確認します。

業種が規定されているものが大部分ですが、1つの事業の中に2つ以上の異なる業種が該当する場合があります。

また、「電気めっき施設」など業種が規定されていない場合は專業でなくともすべての施設が該当します。

② 届出書の提出

【インターネットで提出】

スマートフォンやパソコンを使用して、24時間いつでも書類を提出できます。

窓口に向いて提出する必要がなく、届出書類を印刷する手間が省けます。

※アカウント登録及びメールアドレスが必要となります。

【窓口・郵送で提出】

提出部数：2部（うち1部はコピーでも可）

提出先：〒857-0851

佐世保市稲荷町 1-8 佐世保市環境センター

環境部 環境保全課窓口（2階）

届出様式：各種様式は、佐世保市ホームページ『環境保全課に係る届出様式・資料等ダウンロード』からダウンロードできます。

（URL：<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/downloadyoushiki.html>）

※2部のうち1部は審査終了後に返却します。返却は窓口まで取りに来られるか、郵送での返却となります。郵送返却をご希望の方は、返信用封筒をご準備ください。



水質汚濁防止法



県条例



市条例

(2) 届出時、届出後の注意

① 計画変更命令等（法第8条、県条例第25条、市条例第22条）

届出に係る計画で、排出水が基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定められた要件に該当すると認めるときは、計画の変更（計画の廃止を含む）を届出者に命ずる場合があります。

※「適合しないと認めるとき」とは、

イ 届出に係る排出水の汚染状態が排水基準に適合しない場合

ロ 特定施設等の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法等からみて、排水基準を遵守することが困難であると認められる場合

② 実施の制限（法第9条、県条例第26条、市条例第23条）

届出が受理された日から（受理日の翌日を1日目と数えます。）60日を経過した後でなければ工事等に着手してはいけません。届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、期間を短縮することが可能です。

③ 排出水の排出の制限又は規制基準の遵守（法第12条、県条例第28条、市条例第18条）

法及び県条例の排水基準が適用される特定（指定）事業場においては、当該特定事業場の排水

口において排水基準に適合しない排水を排出してはなりません。市条例の指定施設は規制基準を遵守しなければなりません。

排水基準の適用されない特定事業場においても、河川や海などの水質を保全するため、また周囲から水質にかかる苦情などが発生しないように、十分に注意し、きれいな排水水質を保つように留意してください。

④ 届出の義務（表 1（P3）を参照）

氏名変更や特定施設の増設などそのつど届出が必要です。施設の変更などを計画する場合には、表 1 の事項を確認し、必要な届出を行ってください。

⑤ 排水の汚染状態の測定（法第 14 条、法第 33 条、規則第 9 条、県条例第 30 条）

排水基準の適用を受ける特定事業場では、公共用水域等への排水の汚染状態を年 1 回以上測定し、その結果を 3 年間保存してください。

測定する項目は、設置届等により届け出た項目について、必要に応じて測定して下さい。また、有害物質の取扱いがある場合はさらに測定頻度を多くするよう努めてください。

測定結果については記録表（法施行規則様式 8 水質測定記録表）または同等の計量証明書に加え、チャート等の資料を 3 年保存することが必要です。

排水水質規制がかからない特定事業場についても排水水質の把握のため、できる限り自主検査を行うように努めてください。

3 届出等に係る罰則等

環境保全課などから指導を受けながら、いつまでも定められた届出をせず、又は虚偽の届出をした場合など、悪質なケースでは下記のとおり罰則が適用されます。

表2 届出等に係る罰則

適 用	罰 則
計画変更命令又は改善命令に違反した場合	法 : 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 県条例 : 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 市条例 : 8 万円以下の罰金
排水基準に違反した場合	法 : 6 月以下の懲役又は 50 万以下の罰金 (過失 : 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金) 県条例 : 6 月以下の懲役又は 50 万以下の罰金
緊急時の措置命令に違反した場合	法 : 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 県条例 : 6 月以下の懲役又は 150 万円以下の罰金
設置届出をしなかったり虚偽の届出をした場合	法 : 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 県条例 : 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 市条例 : 3 万円以下の罰金
変更届出をしなかったり虚偽の届出をした場合	法 : 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 県条例 : 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 市条例 : 2 万円以下の罰金
使用届出をしなかったり虚偽の届出をした場合 実施の制限に違反した場合 報告をせず、又は虚偽の報告をした り、立入検査を拒み妨げた場合	法 : 20 万円以下の罰金 県条例 : 20 万円以下の罰金 市条例 : 2 万円以下の罰金
氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をしなかったり、虚偽の届出をした場合	法 : 10 万円以下の過料 県条例 : 5 万円以下の過料
測定記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	法 : 30 万円以下の罰金

Ⅱ 特定施設

1 水質汚濁防止法に基づく特定施設

政令別表第一（第一条関係）

施設番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：選鉱施設 □：選炭施設 ハ：坑水中和沈でん施設 ニ：掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） □：牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ：馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：水産動物原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：脱水施設 ニ：ろ過施設 ホ：湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：湯煮施設 ニ：濃縮施設 ホ：精製施設 ヘ：ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：ろ過施設 ニ：分離施設 ホ：精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ：搾汁施設 ニ：ろ過施設 ホ：湯煮施設 ヘ：蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：真空濃縮施設 ホ：水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：圧搾施設 ニ：分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：洗浄施設 ハ：分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設 □：洗浄施設（流送施設を含む。） ハ：分離施設 ニ：洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：ろ過施設 ハ：精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：湯煮施設 ハ：洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：水洗式脱臭施設 □：洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：まゆ湯煮施設 □：副蚕処理施設 ハ：原料浸せき施設 ニ：精練機及び精練そう ホ：シルケツト機 ヘ：漂白機及び漂白そう ト：染色施設 チ：薬液浸透施設 リ：のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗毛施設 □：洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：湿式紡糸施設 □：リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 ハ：原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：湿式パーカー □：接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：湿式パーカー □：薬液浸透施設

23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料浸せき施設 ロ：湿式バーカー ハ：碎木機 ニ：蒸解施設 ホ：蒸解廃液濃縮施設 ヘ：チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト：漂白施設 チ：抄紙施設（抄造施設を含む。） リ：セロハン製膜施設 ヌ：湿式繊維板成型施設 ル：廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：自動式フィルム現像洗浄施設 ロ：自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ろ過施設 ロ：分離施設 ハ：水洗式破碎施設 ニ：廃ガス洗浄施設 ホ：湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗浄施設 ロ：ろ過施設 ハ：カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ：群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ：廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ろ過施設 ロ：遠心分離機 ハ：硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ：活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ：無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ：青酸製造施設のうち、反応施設 ト：よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ：海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ：バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ：廃ガス洗浄施設 ル：湿式集じん施設
28	カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：湿式アセチレンガス発生施設 ロ：さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ：ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ：アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ：塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ：クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ：静置分離器 ハ：タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 ロ：蒸りゆう施設 ハ：遠心分離機 ニ：ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ：ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ：フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ろ過施設 ロ：顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ：遠心分離機 ニ：廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：縮合反応施設 ロ：水洗施設 ハ：遠心分離機 ニ：静置分離器 ホ：弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ：ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト：中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ：ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ：廃ガス洗浄施設 ヌ：湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ろ過施設 ロ：脱水施設 ハ：水洗施設 ニ：ラテックス濃縮施設 ホ：スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：蒸りゆう施設 ロ：分離施設 ハ：廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：廃酸分離施設 ロ：廃ガス洗浄施設 ハ：湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗浄施設 ロ：分離施設 ハ：ろ過施設 ニ：アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ：アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テラフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ：アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト：イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ：エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ：ニ－エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ：シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル：トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ：ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ：プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ：メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ：メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ：廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料精製施設 ロ：塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：脱酸施設 ロ：脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗浄施設 ロ：抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 ロ：石灰づけ施設 ハ：洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：原料処理施設 □：脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：水洗施設 □：ろ過施設 ハ：ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ：廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：動物原料処理施設 □：ろ過施設 ハ：分離施設 ニ：混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ：廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：脱塩施設 □：原油常圧蒸りゆう施設 ハ：脱硫施設 ニ：揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ：潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗浄施設 □：石灰づけ施設 ハ：タンニンづけ施設 ニ：クロム浴施設 ホ：染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：研磨洗浄施設 □：廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：抄造施設 □：成型機 ハ：水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
56	有機質砂かへ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：水洗式破砕施設 □：水洗式分別施設 ハ：酸処理施設 ニ：脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：水洗式破砕施設 □：水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設 □：ガス冷却洗浄施設 ハ：圧延施設 ニ：焼入れ施設 ホ：湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：還元そう □：電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ：焼入れ施設 ニ：水銀精製施設 ホ：廃ガス洗浄施設 ヘ：湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：焼入れ施設 □：電解式洗浄施設 ハ：カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ：水銀精製施設 ホ：廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：タール及びガス液分離施設 □：ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ：沈でん施設 □：ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：ちゆう房施設 □：洗たく施設 ハ：入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ：ちゅう房施設 ロ：洗浄施設 ハ：入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ：卸売場 ロ：仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ：洗浄施設 ロ：焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

Ⅲ 指定施設(条例による)

1 県条例・市条例に基づく指定施設

(1) 佐世保市環境保全条例に定められた汚水等に係る指定施設

条例第2条第1項第1号に規定する規則で定める施設又は作業場は、下記表の指定施設の欄にあげる施設又は作業場である。

別表(市規則第2条関係)

施設の種類(規模又は能力)	規制基準
1 自動車整備工場 (屋内及び屋外の作業場面積の合計が100m ² 以上のもの)	油水分離施設及び油類の流出防止施設を設置すること。
2 畜舎 牛、馬又は豚を飼養し又は収容する施設をいい、次の各号に掲げる施設を除く (1) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある畜舎 (2) 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に規定する家畜市場 (3) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 (1) 豚舎の床は不透水性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (2) 内壁は、飼養し又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障を来さない構造を有すること。 (3) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。 (4) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は不透水性材料で被覆され、それに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (5) 豚舎には、洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。 (6) きゅう肥堆積場所の床は不透水性材料で作られ、これに屋根を設けること。 (7) 汚物処理設備として汚物溜め及び汚水溜めを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には汚水溜めを有することを要しない。 (8) 汚物溜め及び汚水溜めは不透水性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 (9) 畜舎及びきゅう肥堆積場から、汚水溜め、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 (10) 排水溝は、不透水性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 (11) 汚水、汚物及びきゅう肥は農用地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する処分の基準に従つて処分すること。
3 鶏舎 鶏(30日未満のひなを除く。)を飼養する施設をいい、次の各号に掲げるものを除く (1) 化製場等に関する法律第9条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある鶏舎 (2) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる鶏舎	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 (1) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。 (2) 床は清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。 (3) ふんを乾燥するときは、雨水のかからないようにすること。 (4) ふんは農地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処分の基準に従つて処分すること。

(2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定められた汚水等に係る指定施設
 条例第2条第8号の規則で定める施設は、汚水又は廃液に係る施設にあっては以下の表に掲げる施設である。

別表第2（県規則第2条関係）

汚水等に係る指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る）	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する原材料処理施設又は洗浄施設
2	飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。）又はそうざい製造業（同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。）
3	給食施設（特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（令別表第1第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。）
4	産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口及びハに掲げるものに限る。）
1 大村湾流域とは、汚水等が大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点（北緯33度6分35秒、統計129度47分40秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地））の270度線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）及び同湾に流入する河川並びにこれらに流入するその他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に流入する地域をいう。 2 この表に掲げる汚水等に係る指定施設が、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を設置してある下水道に汚水等を排出する場合にあっては、この表は適用しない。	

Ⅳ 排水基準

1 特定事業場の排水基準（※排水基準を定める省令による。）

（１）人の健康に係る基準（有害物質）

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号
最終改正：平成 27 年 10 月 21 日環境省令第 33 号

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物 （パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
(*) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。 備考 1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

(2) その他の項目（生活環境項目）

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8 - 8.6 海域 5.0 - 9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L （日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量*	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
窒素含有量	120 mg/L （日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L （日間平均 8 mg/L）
備考 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 - 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 *「亜鉛含有量」については、3業種（電気メッキ業等）を対象とし、平成28年12月10日まで暫定排水基準（5mg/l）が適用されます。 ※「環境大臣が定める湖沼」＝昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） ※「環境大臣が定める海域」＝平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）	

2 上乗せ排水規制について（県条例による大村湾流域に係るもの）

◎ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則第2条第4項

（条例第2条第4項の規則で定める規制基準は、騒音に係る規制基準にあつては別表第3、汚水等に係る規制基準にあつては別表第4に掲げるとおりとする。）

○ 対象施設：長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定められた汚水等に係る指定施設

別表第4（県規則第2条関係）

平成20年3月31日長崎県規則第18号の6
最終改正：平成22年8月31日規則第30号

別表第4（排水処理第二集排水処理）

設第2改正：平成22年8月31日現効第30号

区 域	区 分		1 日の平均的 排水量（m ³ ）	許容限度〔単位　mg/L〕					
				生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
大村湾及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域	汚水等に係る指定施設を設置する事業場	下水道処理区域	2 以上	20	30	20	30	40	50
		その他の区域	50 以上	20	30	20	30	40	50
			10 以上 50 未満	60	80	60	80	80	100

備考

1

「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

2

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。

3

「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4

測定点は、工場又は事業場の排水口(汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。)とする。

5

検定方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。

◎ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（以下、「県排条例」）

○ 対象施設：全ての特定事業場

別表第2（県排条例第2条関係）

昭和47年12月23日長崎県条例第64号
全部改正：昭和62年7月24日条例第24号
最終一部改正：平成21年3月24日条例第16号

別表第2「大村湾内河川系公共用水域」

最終一部改正：平成21年3月24日条例第18号

区域			区分	1日の平均的排水量（m ³ ）	許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)					
					生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量	
					日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
大村湾及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域	既設のもの	下水道処理区域に所在するもの	10以上	20	30	20	30	40	50	
			2以上 10未満	20	30	20	30	40	50	
		その他の区域に所在するもの	50以上	20	30	20	30	40	50	
			20以上 50未満	60	80	60	80	80	100	
			10以上 20未満	60	80	60	80	80	100	
	新設のもの	下水道処理区域	2以上	20	30	20	30	40	50	
		その他の区域	50以上	20	30	20	30	40	50	
			20以上 50未満	60	80	60	80	80	100	
			10以上 20未満	60	80	60	80	80	100	

備考

1 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。)をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。)をいう。

2 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

4 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げる屎尿処理施設を除く。)であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20立方メートル以上50立方メートル未満の事業場については、昭和63年1月1日から昭和64年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1リットルにつき日間平均120ミリグラム、最大160ミリグラム、浮遊物質量は1リットルにつき日間平均150ミリグラム、最大200ミリグラムの許容限度を適用するものとする。

V 事故時の措置

1 事故時の措置

特定事業場、指定事業場（法による）及び貯油事業場等の設置者は、当該事業場において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油（P18）を含む水を公共用水域に流出させたり、地下に浸透させたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある時は、直ちにその水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を自ら講ずるとともに速やかにその事故の状況及びその講じた措置の概要を都道府県知事（佐世保市にあっては市長）に届け出なければなりません。（法第 14 条の 2 第 1～3 項）

特定事業場の設置者は、事故などにより生活環境項目についても排水基準に適合しないおそれのある水を公共用水域に流出させた場合も同様です。（法第 14 条の 2 第 1 項）

2 応急措置命令

都道府県知事（佐世保市にあっては市長）は、特定事業場や貯油事業場の設置者がその応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対して、応急措置を講ずべきことを命ずることができるとされています。（法第 14 条の 2 第 4 項）

○ 事故時の措置の対象

区分	概要	応急の措置
特定事業場	特定施設（P8～11）を設置している工場又は事業場	排水基準に適合しないおそれのある水の流出の防止 有害物質を含む水の漏えい・地下浸透の防止
指定事業場	指定施設（有害物質（P14）を貯蔵・使用する施設又は指定物質（P18）を製造・貯蔵・使用・処理する施設）を設置している工場又は事業場	有害物質又は指定物質を含む水の排出・地下浸透の防止
貯油事業場等	油（P18）の貯油施設又は油水分離施設を設置している事業場	油を含む水の排出・地下浸透の防止

3 指定物質・油

(1) 指定物質（水質汚濁防止法施行令第三条の三）

昭和 46 年 6 月 17 日政令第 188 号
最終改正：令和 5 年 2 月 1 日政令第 396 号

番号	指定物質	番号	指定物質
1	ホルムアルデヒド	31	ベンズアミド（プロピザミド）
2	ヒドラジン	32	クロロタロニル（TPN）
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン（MEP）
4	過酸化水素	34	イプロベンホス（IBP）
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフェン（CNP）
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	フタル酸ビス（ニ－エチルヘキシル）
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	MTBE	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニッケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	－・ニ－ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその塩
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその塩
20	クロロホルム	50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロロボス（DDVP）	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス（ESP）	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン
27	スチレン	57	アニリン
28	キシレン	58	PFOA 及びその塩
29	パラ－ジクロロベンゼン	59	PFOS 及びその塩
30	フェノブカルブ（BPMC）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(2) 油（水質汚濁防止法施行令第三条の四）

昭和 46 年 6 月 17 日政令第 188 号
最終改正：平成 24 年 5 月 23 日政令第 147 号

番号	油	番号	油
1	原油	5	灯油
2	重油	6	揮発油
3	潤滑油	7	動植物油
4	軽油		